

(仮称)賀茂川学園整備工事に係る設計業務委託
仕様書

竹原市

建築設計業務委託特記仕様書（令和6年）

I 業務概要

1. 業務名称 (仮称) 賀茂川学園整備工事に係る設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 ((仮称) 賀茂川学園)
(2) 敷地の場 (竹原市東野町)
(3) 施設用途 (義務教育学校施設)

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第七号 第1類とする。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」の印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「⊗」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 (20,638.00 m²)
b. 用途地域及び地区の指定 (第1種住居)

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（国有財産法に基づく計画面積）（校舎約3,100m²の改修および増築250m²その他施設改修）

b. 主要構造(既存賀茂川中学校)

建物用途	校舎	屋内運動場	プール附属施設	柔剣道場	
構造	R C造	R C造一部S造	補強C B造	S造	
階数	3階建	2階建	平家建	平家建	
規模	3,113m ²	941m ²	63m ²	352m ²	
竣工年	昭和59年	平成2年	平成5年	平成4年	
改修状況	外壁改修H10 耐震改修・防水H25	屋根防水 H24年	-	-	

(3) 建設の条件

- a. 予定事業費 約500,000,000円（放課後児童クラブ新設・東野小学校仮設を含む）
b. 事業実施時期 令和7年～令和8年度

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

※企画書

- 指示事項書
・ 既設耐震診断書・改修設計書
○ 概略計画案

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務依頼共通仕様書」（令和6年3月26日）による。

1. 設計業務の内容及び範囲（指示事項参照）

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ◎建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ◎建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ◎電気設備基本設計に関する標準業務
- ◎機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ◎建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ◎機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎積算業務（積算数量調書の作成は、R I B C 2により行う。）
 - ◎建築積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - ◎電気設備積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - ◎機械設備積算（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成
〔種類（鳥観：（アルミ額 A3 2面） 内観：A4 3面）〕
- ・透視図の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- ・模型製作
〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕
- ・模型の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- ◎計画通知、確認申請手続き書類作成業務（手数料は含まない）
- ◎関係法令等に基づく各種申請手続き業務
（標識看板の作成、設置報告書等の届出）
 - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ◎省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ◎リサイクル計画書の作成
- ◎概略工事工程表の作成
 - ・営繕事業広報ポスターの作成
- ◎建築物の利用に関する説明書の作成
- ◎住民説明等に必要資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
平面図・配置図・内観パース・プレゼンボード等
 - ・日影図の作成
 - ・総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
 - ・建築場所についての検討業務
 - ・地質調査業務
- ◎アスベスト、PCB、ダイオキシン（焼却炉）等有害物質の有無に関する調査及び報告書の作成

2. 業務の実施（指示事項参照）

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

- | | | |
|----------------------------|-----------|-----|
| a. 共 通 | (番 号 等) | |
| ○ 官庁施設の基本的性能基準 | (最 新 版) | |
| ○ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領 | (最 新 版) | |
| ○ 官庁施設の総合耐震計画基準 | (最 新 版) | |
| ○ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (最 新 版) | |
| ・ 検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準 | () | ・貸与 |
| ・ 税務署庁舎設計標準 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準 | () | |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 | () | |
| ○ 官庁施設のエネルギーデザインに関する基準 | (最 新 版) | |
| ・ 省エネルギー建築設計指針 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案） | () | |
| ・ 建築設計業務等電子納品要領（案） | () | |
| ・ 建築CAD図面作成要領（案） | () | |
| ○ 公共建築工事積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事共通費積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事標準単価積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 建築物解体工事共通仕様書 | (最 新 版) | |
| ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル | () | |
| | () | ・貸与 |
| | () | ・貸与 |
| b. 建 築 | | |
| ○ 建築工事設計図書作成基準 | (最 新 版) | |
| ○ 敷地調査共通仕様書 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | () | |
| ・ 木造建築工事標準仕様書 | () | |
| ○ 建築設計基準 | (最 新 版) | |
| ○ 建築構造設計基準 | (最 新 版) | |
| ○ 建築工事標準詳細図 | (最 新 版) | |
| ○ 擁壁設計標準図 | (最 新 版) | |
| ○ 構内舗装・排水設計基準 | (最 新 版) | |
| ・ 表示・標識標準 | () | ・貸与 |
| ○ 地盤調査標準仕様書 | (最 新 版) | ・貸与 |
| ○ 地質・土質調査業務共通仕様書 | (最 新 版) | ・貸与 |
| c. 建築積算 | | |
| ○ 公共建築数量積算基準 | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） | (最 新 版) | |
| ○ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） | (最 新 版) | |
| ○ 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） | (最 新 版) | ・貸与 |
| ・ | () | ・貸与 |
| ・ | () | ・貸与 |

d. 設 備

- 建築設備計画基準 (最 新 版)
- 建築設備設計基準 (最 新 版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版) ・貸与
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ()
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最 新 版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (最 新 版)
- ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 () ・貸与

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)

(3) 提出書類

(a) 業務実績情報の登録の要否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要

(b) その他

- 着手通知書 1 部
- 業務工程計画表 1 部
- 管理技術者選任通知書 1 部
- 見積依頼先名簿届 1 部
- 期間別業務履行報告書 1 部 (月 2 回提出 業務の進行状況のわかる資料を添付すること)
- 成果品納入書 1 部
- 委託業務完了通知書 1 部
- 引渡書 1 部

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
(協力者がある場合)
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験年数
- (f) 業務工程表
- (g) 業務実施体制表
- (h) その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 貸与資料等

- (a) 既存設計図書等
 - 既存建築物設計図書一式
 - ・ 既存工作物設計図書一式
- (b) 既存資料
 - 地質調査報告書（敷地造成時）
 - 検討業務資料
- (c) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	適用
・ 適用基準等のうち、 ・ 貸与に○印の付いたもの ・ 地質調査報告書（敷地造成時）	

貸与場所 （ 都市整備課 ） 貸与時期 （ 業務開始時 ）
返却場所 （ 都市整備課 ） 返却時期 （ 業務完了時 ）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) 定期打合せ（ 月2回 ）
- (d) その他（ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 (基本設計案 概算工事費算出 東野小学校仮設工事発注)
・指定部分の履行期限 (R6. 6月中旬 R6. 10月末 R7. 2月末)

(b) 成果物の提出場所 (都市整備課)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	陽画焼	製本 形態	適用
<p>a. 建築（総合）</p> <p>⊙ 建築（総合）基本設計図書</p> <p> 計画説明書</p> <p> 仕様概要書</p> <p> 仕上概要表</p> <p> 面積表及び求積図</p> <p> 敷地案内図</p> <p> 配置図</p> <p> 平面図（各階）</p> <p> 断面図</p> <p> 立面図（各面）</p> <p>⊙ 工事費概算書</p> <p> ・ 建設予定地比較検討書</p> <p>⊙ CADデータ（Jww）</p>	A3 1部	<p>各3部</p> <p>各3部</p> <p>3部</p> <p>3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本 バラ</p>	<p>A4判</p> <p>A3判</p> <p>CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p> <p>CD-R</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <p>⊙ 建築（構造）基本設計図書</p> <p> 構造計画説明書</p> <p> 構造設計概要書</p> <p>⊙ 工事費概算書</p> <p> ・（ ）</p>	A3 1部 各1部	<p>各3部</p> <p>各3部</p> <p>3部</p> <p>（ ）部</p>	<p>二つ折 製本 バラ</p>	<p>A4判</p> <p>A3判</p> <p>CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p>
<p>c. 電気設備</p> <p>⊙ 電気設備基本設計図書</p> <p> 電気設備計画説明書</p> <p> 電気設備設計概要書</p> <p>⊙ 工事費概算書</p> <p> ・（ ）</p>	A3 1部	<p>各3部</p> <p>各3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本 バラ</p>	<p>A4判</p> <p>A3判</p> <p>CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p>

<p>d. 機械設備</p> <p>① 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書</p> <p>② 工事費概算書 ・ ()</p>	<p>A3 1部</p>	<p>各3部 各3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本 バラ</p>	<p>A4判 A3判 CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R共</p>
<p>e. その他</p> <p>・ 透視図</p> <p>・ 模型</p> <p>・ リサイクル計画書</p> <p>・ 設計説明書</p> <p>・ ()</p> <p>・ ()</p>	<p>各1部 各1部</p>	<p>()部 ()部</p>		
<p>f. 資料</p> <p>① 各種技術資料</p> <p>・ 各記録書</p> <p>・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書</p> <p>・ グリーン庁舎評価システム (GBES) 目標値報告書</p> <p>・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) 目標値報告書</p> <p>・ ()</p> <p>・ ()</p> <p>・ ()</p>	<p>一式 一式 一式 一式</p>	<p>3部 ()部 ()部 ()部 ()部</p>		<p>ファイル閉じ・CD-R共</p>

- (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。
: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築 (意匠) 基本設計の成果物の中に入れることができる。
: 建築 (意匠) 設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。
: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン (案)」、「建築設計業務等電子納品要領 (案)」及び「建築CAD図面作成要領 (案)」による。

(2) 実施設計

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用
<p>a. 建築（総合）</p> <p>◎ 建築（総合）設計図</p> <p>建築物概要書</p> <p>仕様書</p> <p>仕上表</p> <p>面積表及び求積図</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>平面図（各階）</p> <p>断面図</p> <p>立面図（各面）</p> <p>矩計図</p> <p>展開図</p> <p>天井伏図（各階）</p> <p>平面詳細図</p> <p>部分詳細図（断面含む）</p> <p>建具表</p> <p>総合仮設計画図</p> <p>◎ 建築確認申請図書</p> <p>◎ 工事費概算書</p>	<p>A1 1部</p> <p>A3 1部</p>	<p>3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本</p> <p>二つ折 製本</p> <p>折製本</p> <p>製本</p>	<p>A2判 2部</p> <p>A3判 2部</p> <p>A4判 4部</p> <p>内訳 契約用 2部</p> <p>起案用 1部</p> <p>議会用 1部</p> <p>A4</p> <p>ファイル閉じ・CD-R共</p>
<p>b. 建築（構造）</p> <p>◎ 建築（構造）設計図</p> <p>仕様書</p> <p>構造基準図</p> <p>伏図（各階）</p> <p>軸組図</p> <p>部材断面表</p> <p>各部断面図</p> <p>標準詳細図</p> <p>各部詳細図</p> <p>◎ 建築確認申請図書</p> <p>◎ 構造計算書</p> <p>◎ 工事費概算書</p>	<p>A1 1部</p> <p>A3 1部</p>	<p>3部</p> <p>3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本</p> <p>二つ折 製本</p> <p>折製本</p> <p>製本</p>	<p>A2判 2部</p> <p>A3判 2部</p> <p>A4判 4部</p> <p>内訳 契約用 2部</p> <p>起案用 1部</p> <p>議会用 1部</p> <p>A4判</p> <p>ファイル閉じ・CD-R共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R共</p>

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
c. 電気設備				
⊙ 電気設備設計図	A1 1部		二つ折 製本	A2判 2部
仕様書	A3 1部		二つ折 製本	A3判 2部
敷地案内図			折製本	A4判 4部
配置図				内訳 契約用 2部
電灯設備図				起案用 1部
動力設備図				議会用 1部
電熱設備図				
雷保護設備図				
受変電設備図				
静止形電源設備図				
発電設備図				
構内情報通信網設備図				
構内交換設備図				
情報表示設備図				
映像・音響設備図				
拡声設備図				
誘導支援設備図				
テレビ共同受信設備図				
テレビ電波障害防除設備図				
監視カメラ設備図				
駐車場管制設備図				
防犯・入退室管理設備図				
火災報知設備図				
中央監視制御設備図				
構内配電線路図				
構内通信線路図				
⊙ 建築確認申請図書		3部	製本	A4判
⊙ 電気設備設計計算書		3部		ファイル閉じ・CD-R共
⊙ 電気設備工事費概要書		3部		ファイル閉じ・CD-R共
⊙ 工事費概算書		3部		ファイル閉じ・CD-R共

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
<p>d. 機械設備</p> <p>◎ 空気調和設備設計図</p> <p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>機器表</p> <p>空気調和設備図</p> <p>換気設備図</p> <p>排煙設備図</p> <p>自動制御設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>◎ 給排水衛生設備設計図</p> <p>仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>機器表</p> <p>衛生器具設備図</p> <p>給水設備図</p> <p>排水設備図</p> <p>給湯設備図</p> <p>消火設備図</p> <p>厨房設備図</p> <p>ガス設備図</p> <p>し尿浄化槽設備図</p> <p>ごみ処理設備図</p> <p>さく井設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>・ 昇降機設備設計図</p> <p>昇降機設備図</p> <p>運送機設備図</p> <p>・ 空気調和設備設計計算書</p> <p>◎ 建築確認申請図書</p> <p>◎ 給排水衛生設備設計計算書</p> <p>◎ 工事費概算書</p>	<p>A1 1部</p> <p>A3 1部</p>	<p>() 部</p> <p>3部</p> <p>3部</p> <p>3部</p>	<p>二つ折 製本</p> <p>二つ折 製本</p> <p>折製本</p> <p>製本</p>	<p>A2判 2部</p> <p>A3判 2部</p> <p>A4判 4部</p> <p>内訳 契約用 2部</p> <p>起案用 1部</p> <p>議会用 1部</p> <p>A4判</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p> <p>ファイル閉じ・CD-R 共</p>

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算 ㊦ 建築工事積算数量算出書 ㊦ 建築工事積算数量調書 ㊦ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ () ・ ()		3部 3部 3部		ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共
f. 電気設備積算 ㊦ 電気設備工事積算数量算出書 ㊦ 電気設備工事積算数量調書 ㊦ 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		3部 3部 3部		ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共
g. 機械設備積算 ㊦ 機械設備工事積算数量算出書 ㊦ 機械設備工事積算数量調書 ㊦ 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		3部 3部 3部		ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共 ファイル閉じ・CD-R共
h. その他 ㊦ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型写真 ・ 防災計画書 ㊦ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 ㊦ 概略工事工程表 ・ 営繕事業広報ポスター ・ 施設使用条件書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)	1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部	バラ 5部	A3判 外観 2枚 A4判 内観 3枚 A3

<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) ⊙ 地質調査報告書 	各1部	()部 一式		別紙参照
i. 資料 ⊙ 各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ⊙ CADデータ (Jww) <ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ () 		3部 3部		ファイル閉じ・CD-R共 CD-R

- (注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (意匠) 実施設計の成果物の中に含めることができる。
 : 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムR I B C ((財) 建築コスト管理システム研究所) による。
 : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 : 成果物は、調査職員の指示により、製本とする。

(3) 図面枚数 (既設改修 仮設校舎工事)

(建築工事)

図面名称		枚数(A1)
意匠設計	目次, 工事概要, 別途工事区分表	2
	意匠特記仕様書	5
	広島県福祉のまちづくり条例とハートビル法整備区分表	
	敷地案内図, 配置図(仮設計画図を含む)	2
	仕上表	5
	平面図(劣化調査区域図, 劣化状況図を含む)	3
	立面図(劣化調査区域図, 劣化状況図を含む)	3
	断面図(劣化調査区域図, 劣化状況図を含む)	1
	各伏図(劣化調査区域図, 劣化状況図を含む)	2
	平面図(内部改修等の場合)	5
	立面図(内部改修等の場合)	2
	断面図(内部改修等の場合)	1
	各伏図(内部改修等の場合)	3
	建具位置図	2
	建具表	3
	外構図	3
	工事概要数量表(参考図)	
	矩計図	3
	展開図	5
	平面詳細図	5
部分詳細図(外構・遊具・プール等)	10	
構造設計	基礎伏図	
	杭伏図	
	各階構造伏図	
	柱リスト	
	梁リスト	
	架構図	
	床版リスト,配筋図	
	階段,壁リスト及び雑配筋(配膳室増築部分)	1
小計		66

(設備工事)

図面名称		枚数(A1)
設備設計(電気)	共通仕様書	
	特記仕様書	1
	工事概要・敷地案内図・配置図	1
	工事区分表	1
	電力設備(幹線・電灯・動力・避雷設備)	
	構内配電線路(配置図)	1
	系統図	2
	平面図	8
	参考姿図	1
	制御盤回路図・分電盤回路図	2
	受変電設備	
	平面図	3
	参考姿図	1
	回路図	1
	自家発電設備	
	平面図	
	参考姿図	
	回路図	
	通信・情報設備	
	構内通信線路(配置図)	2
	系統図	5
	配置図	
	参考姿図	2
中央監視設備		
系統図		
平面図		
参考姿図		
昇降機設備		
平面図		
参考姿図		
上記図面を流用した簡易な図面(改修前・後図面など)	5	
上記図面を流用した複雑な図面(仮設・盛替図面など)		

設備設計 (機械)	特記仕様書	2
	工事概要	
	別途工事区分表	
	敷地案内図	
	配置図	1
	矩計図	
	配管,ダクト系統図	3
	機械器具一覧表	2
	各階平面図	5
	各部詳細図	4
	動力操作盤自動制御計測図	2
	機器・工作物の図	2
小計		57
合計		123
備考欄		
<p>①図面はA1で作成し、改修前後がわかるように作成すること。</p> <p>②必要に応じて、工区分けの図面も作成すること。</p> <p>③図面枚数は参考であり、必要図面は適宜作成すること。</p> <p>④この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、調査職員との協議のうえ適宜作成すること。</p>		

指示事項書

業務の目的

本業務委託は(仮称)賀茂川学園整備事業について基本設計及び実施設計を行うものである。基本設計に先立ち、本仕様書に示す各項目において内容を照査し、必要に応じて検討・提案をし、方針を明確にしたうえで、基本設計に着手することとする。また、実施設計については基本設計でまとめた内容について、技術的・コスト的な検討を含めながら進めていくこととする。

1. 計画施設の概要

- | | |
|------------|--|
| (1)施設名称 | (仮称)賀茂川学園 |
| (2)主用途 | 義務教育学校施設 |
| (3)建設予定地 | 竹原市東野町 |
| (4)敷地面積 | 20,638 m ² |
| (5)地域地区等 | 用途地域:第1種住居地域 防火地域:指定なし(22条区域)
建ぺい率:60% 容積率:200%
下水道:供用開始区域外(浄化槽) ガス:プロパン |
| (6)既存施設の概要 | |
| ①校舎 | 構造:RC造 階数:3階 規模:3,113m ² |
| ②屋内運動場 | 構造:RC造一部S造 階数:2階 規模:941m ² |
| ③プール | 構造:補強CB造 階数:平家建 規模:63m ² |
| ④柔剣道場 | 構造:S造 階数:平家建 規模:352m ² |

2. 基本設計

(1)基本方針

- ・ 部分的な変更および改修での利用を検討するものとし、最低限の仕様と施工範囲となるよう配慮し、十分な安全を確保できる内容で立案すること。

(2)敷地

- ・ 既施設の改修等による外構およびグラウンド・遊具・屋外照明等の整備及び配置計画を行うこと。
- ・ 人・車の動線を十分に検討し、生徒の安全性を最優先事項として計画を行うこと。
- ・ 敷地形状については、敷地測量および敷地内外の高低測量を実施すること。

(3) 施設

- ・ 既設中学校へ小学校を統合するにあたり、不足する教室等については、既設校舎の改修及び増築(敷地内においての新築も可)を計画すること。
- ・ 既存施設については、建物改修(外壁改修、内部改修、屋根防水改修等)、電気設備改修、機械設備改修の計画を行うこと。
- ・ 既設プールについては、飛び込台の撤去等を行い、小学生仕様に改修しバリアフリー化を計画すること。
- ・ 放課後児童クラブ(75㎡)については、同一敷地内への新築として検討し、計画すること。

(4) その他

- ・ 土地利用計画、基本プランは複数の検討を行う。(配置計画・平面・立面・断面・屋外施設等)
- ・ 小中エリアのゾーン計画の策定については複数の検討を行うこと。(生徒・教員・特別教室他)
- ・ 動線計画及びゾーニング区域の区分計画を行う。
- ・ ライフサイクルを考慮した構造、設備の検討を行う。
- ・ 環境負荷提言及び省エネルギーの検討を行うとともに経済性、効率性も考慮し、検討を行う。
- ・ 各部分の使用目的に応じた照明計画を行う。
- ・ ランニングコストの概算費を算出する。
- ・ 排水方式の検討を行う。公共下水道事業認可区域外であるため浄化槽の検討を行うこと。
- ・ 最近の類似施設の調査・研究を行うことにより検討を進めること。
- ・ 既存建物の解体工事は関係法令に則った計画とし、廃材等の処分場について検討しておくこと。
- ・ 学校関係者との協議及び既設建物調査のうえ、改修計画を作成すること。
- ・ 概略工期、工程を作成し、予算要求資料として利用できる程度の工事内訳書を作成すること。
- ・ 概略の計画案は参考案として扱い、再検討を加えた複数案を作成すること。
- ・ 諸官公庁の事前協議等を行うこと。
- ・ その他上記以外に調査職員が指示する事項

3. 実施設計

基本設計完了とともに市の指示により実施設計にとりかかるものとし、基本設計の内容を再度精査のうえ、実施設計を進めるものとする。

4. 共通仕様

(1) 一般事項

- ・ 本設計委託の建物は公共建築物であるので、安全かつ堅牢(構造上及び使用上)を第一に計画し、構造計画ではバランスのよい計画とすること。
- ・ 建物は、建設地の気象条件を考慮し、かつ公害・環境破壊等のないよう配慮すること。
- ・ 設計に先立ち、現場調査等を入念に行うこと。
- ・ 建物の仕上げは、その施設の目的及び機能を考慮して質実な仕上げとなるよう留意するとともに、形態、スペース配分においても機能を追及し、建設費の縮減に特段の配慮を払うこと。
- ・ 設備工事等においては供給者との事前協議を行うこと。

- ・ 建設後の建物の維持管理が合理的に行われ、その経費についても最大限縮減できるよう検討すること。また、建物の耐用年数と各部分の耐用年数が調和するよう配慮すること。
- ・ 使用材料及び製品は、JIS規格品・工場出来合品(レディーメイド製品)等の信頼性の高いものを有効に活用し、特定メーカーの指定は原則行わないこと。また、使用材料についても名称は普通名称を持って表現することとする。(広島県産の諸資材の使用についても配慮すること。)
- ・ 工事施工にあたり、確実に施工できる構造のものとし、特に施工面の工場製作化を図り、現場施工の単純化に十分配慮したものとすること。
- ・ 関係法令を十分遵守すること。
- ・ 業務の進捗状況に応じて、業務区分ごとに報告を行い、調査職員の承認を得ること。
- ・ 設計に当たっては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「福祉のまちづくり条例」に配慮すること。
- ・ 設計に際しては調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
- ・ 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- ・ 設計物と周囲の環境との調和
- ・ 使用上の利便
- ・ 施設及び機器の維持、管理の容易性、経済性
- ・ 設備設計については建築設備士が行うこと。
- ・ 構造設計については建築構造に精通したものが行うこと。

(2) 特記事項

別添、建築設計業務委託特記仕様書による。

5 関係法令・基準等

(1) 検討すべき関係法令・基準は、以下のとおりとする。

- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

6 その他

(1) 提示資料

① 概略計画案

(2) その他

疑義が生じた場合等、必要に応じて調査職員と協議しながら業務をすすめること。

